

令和6年度 調布市立富士見台小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止に関する法令等 ・いじめ防止対策推進法 ・東京都いじめ防止対策推進条例 ・調布市子ども条例 ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針 ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等	<p style="text-align: center;">目指す児童像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○深く考える子（知識や技能を身に付け、それらを活用し、問題の解決に向けて追究することができる児童） ○自他を愛する子（自他を尊重し、認め合いながら協力して行動することができる児童） ○自らを鍛える子（自分のためを自覚して、工夫しながら粘り強く取り組むことができる児童） <p style="text-align: center;">いじめ防止等に関する学校の目標</p>		
	<p style="text-align: center;">【未然防止のための基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめに向かわせないための心の通い合う人間関係作り、学校・保護者・地域が一体となる組織作りを行うとともに、児童会活動などを生かした児童の主体的な取組を推進し「いのちと心の教育月間」「人権週間」「ふれあい月間（6・11・2月）」を柱として、継続的で実践的な取組を行う。 ○小さいいじめを見逃さず、良好な人間関係を築き、楽しい学校生活を送れるようにする。 ○いじめ防止対策推進法に示されている取組を行えるよう、教職員の人権意識の高揚及び組織的な対応力を強化を進めると共に、指導力の向上を図るための研修を計画する。 【いじめ防止等の対策のための「組織】 ○いじめ対策委員会（校内対応組織）校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・学級担任・特別支援教育コーディネーター（スクールカウンセラーは適宜参加） ○学校サポートチーム（保護者及び地域と一体化した組織）校長・副校長・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・地域学校協働本部のコーディネーター・児童館館長・健全育成推進委員・学校開放委員・民生児童委員 		
	いじめの未然防止・早期発見のために		
	<p>【いじめの未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童同士がお互いを認め合い、思いやりの心をもって関わるように、規範意識を育みつつ、落ち着いて生活ができる日常を目指す・（生活指導、研究活動、行事の充実）⇒発達支持的生徒指導。 ・保護者会や学校便り・ホームページ、Google クラスルーム等を活用し、スクールカウンセラー、いじめ相談窓口、学校いじめ防止対策基本方針を周知し、いじめを未然に防止するために連携を図っていくことを保護者や地域に向けて、積極的に発信する。（あいさつ運動、啓発資料配布等） ・総合的な学習の時間「情報活用（3～6年）」社会科「情報（5年）」等の学習を通して、情報モラル教育の推進をし、ネットいじめの未然防止や法に対する意識を高めさせる。 ・いじめの実態把握やいじめ防止のために、YP アセスメントや学校生活アンケート、魅力ある学校づくり・絆づくりアンケートを活用し、状況把握や早期発見と迅速な対応に努める。 ・第5学年（必要に応じて他学年）児童に対して、スクールカウンセラーによる全員面接を行う。また、アンケートなどで気になる児童に対しても、スクールカウンセラーとの面接を積極的にすすめる。 ・道徳科や各教科において「いじめに関する授業」を実施し、いじめはいけないという意識を根付かせるとともに、構成的グループエンカウンターの手法を取り入れ、自己肯定感を高める。（6, 11, 2月） <p>【早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に児童の表情や様子を観察し、気になることがあれば声をかけるなど、少しの変化を見逃さないようにする。 ・全教員（看護当番等）による校内巡回で、児童一人一人の状況把握に努める。 ・クラスでいじめ事案があった場合、いじめに関する報告メモに担任が記入し生活指導主任に提出し、必要に応じていじめいじめ対策委員会を開く。気になる事案については、週末の生活指導夕会で全教職員に報告する。些細なことでも、担任が気になる事案については報告し、見逃さないようにする。 ・「いじめに関する研修」として校内研修を実施する。（6, 11, 2月）そのうち1回は重大事態に関するもの <p>【特別活動を通した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動を通して、お互いを大切にした関わりができるようにして。主体的な取組として、児童会活動を通して児童の発想を生かした取組を実施し、人権意識を高める。 		
	具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）		
	<p>生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）</p>		
①実態把握の観点	②指導・支援の基本姿勢	③＜被害児童の支援＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童等からの詳細な事実 ・当該学級児童へのアンケートによる事実確認 ・保護者の認識及び要望 ・週1回の生活指導夕会や月1回の校内委員会などでの全職員による情報共有及び共通理解 ・関係機関との連携及び情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認知後、担任中心に指導する。 ・いじめが繰り返される場合は、いじめ対策委員会を招集し、今後の対応を検討する。 <p>→児童の状況及び安全確保、実態把握等の指示。</p> <p>→情報収集を基にした対応と見通しの確認</p> <p>→全職員へ情報発信と共通理解の徹底</p> <p>→関係機関との連携及び対応についての確認</p> <p>→当該保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童及び関係児童の安全確保 ・心身状態の把握とスクールカウンセラー等によるケア ・保護者への謝罪と対応の説明 <p>＜加害児童の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実確認と原因の聴取 ・いじめに対する意識確認とスクールカウンセラー等による指導とカウンセリング ・保護者への説明と対応及び指導 	
	<p>生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）</p>		
●関係諸機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び指導室の指示の確認・各機関への情報発信及び対応についての確認 ・事案の解決に向けた見通しと協力へのお願い ・対応する事案に關係ある機関との情報収集及び共通理解 <p>（連携機関：指導室・教育相談所・子ども家庭支援センター『すこやか』・多摩児童相談所・調布警察・児童館・学童保育等）</p>		
	*重大事態への対処		
	<p>●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順</p> <p>①教育委員会へ報告をする。また、教育委員会が設置する組織と連携し、指導・助言を受けつつ対応する。</p> <p>②いじめ対策委員会を中心とする校内組織が、事実関係把握のための調査を行い、その結果を教育委員会へ報告する。</p> <p>③〔被害児童の保護やSCによる心理面のケア等〕〔加害児童への指導や懲戒等の検討〕〔関係諸機関との連携〕上記3点を同時に並行で進めるとともに、緊急保護者会の開催に向けて準備する。</p>		

年間指導計画												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	(国)どうぞよろしく(1)	(国)わけをはなそう(1)	(生)ともだちになろう(1)	(国)もっと知りたい友だちのこと(3)	(音)音楽でみんなつながろう(2)	(国)「銀色の裏地」(5)	(体)ハンドボール(3)	(保)育ちゆく体とわたし(4)	(体)ベースボール型ゲーム(4)	(体)ゴール型ゲーム(4)	(保)健康な生活(3)	(社)日本とつながりの深い国々(6)
生活指導	ふれあい月間											
学校行事	入学式	ハケ岳移動教室	終業式	始業式	日光移動教室	始業式	学習発表会	終業式	始業式	作品展	卒業式	修了式
特別活動	たてわり班活動	ふれあい月間の取組	たてわり活動				ふれあい月間・人権週間の取組	募金活動		ふれあい月間の取組		
道徳科	公正、公平、社会正義(1,3,4,6)	友情、信頼(2,3)	善悪の判断、自律、自由と責任(1)	友情、信頼(1)	公正、公平、社会正義(1,2,3,4,5)		より良い学校生活、集団生活の充実(2)	親切、思いやり(3)	相互理解、寛容(6)	親切、思いやり(1)	公正、公平、社会正義(2)	善悪の判断、自律、自由と責任(3)
家庭・地域	保護者会	学校公開	保護者会	個人面談			道徳授業地区公開講座		参観保護者会			参観保護者会